



JASDAQ

平成 23 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 渡 邊 信 義 (J A S D A Q ・ コード 9707)
問い合わせ先	取 締 役 小 野 吉 広 管 理 本 部 長
電 話 番 号	03 (5413) 8228

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 18 日付け「当社前代表取締役に対する当社からの訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の元代表取締役であった神成裕氏を被告として、さいたま地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、本日、同裁判所より、当社の請求を全て認容する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

さいたま地方裁判所 平成 23 年 9 月 2 日

2. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

本訴訟は、当社の元代表取締役であった神成裕氏が、当社の代表取締役であった平成 19 年 4 月 11 日から同年 12 月 7 日にかけて、11 回にわたり、当社の取締役会決議を経ることなく、また、回収可能性等について調査・検討等も行わないまま、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の合計 76 億円という多額の社債の引受けを決定・実施したが、これが詐欺によるものであったことが発覚し、当社は、社債のうち未償還の 35 億円から同社の破産手続における配当額 6,132 万 4,634 円を控除した 34 億 3,867 万 5,366 円について最終的に回収をすることができなくなったことから、当社に同額の損害を与えたものです。そこで、当社は、上記神成裕氏の行為は、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠であるため、上記損害につき、神成裕氏が会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うことから、そのうち 4 億円について損害賠償請求訴訟を提起したものです。

3. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- 1 被告は、原告に対し、4 億円及びこれに対する平成 21 年 10 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用（補助参加に要した費用を含む。）は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

裁判所は、被告である神成裕氏の主張を退け、当社の請求を全面的に認めました。

なお、当社は、神成裕氏の資産状況が不明であったことから、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して当社に生じた損害 34 億 3,867 万 5,366 円のうちの 4 億円を一部請求していたものですが、本判決においては、神成裕氏の行為が取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反する任務懈怠であるため、当社に発生した損害 34 億 3,867 万 5,366 円全額につき、神成裕氏が会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任を負う旨を認めています。今後、神成氏の資産状況が判明した場合は、回収可能性に応じて残額についての損害賠償請求を検討してまいります。

4. 今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後、業績予想への影響が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

なお、今回の判決に対する神成裕氏の対応は明確に示されておりませんが、神成裕氏より控訴された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応して参ります。

以上